

特殊切手「東日本大震災寄附金付」等に付加された寄
附金の配分団体等の認可

(諮問第1060号)

諮問第1060号
平成23年12月1日

情報通信行政・郵政行政審議会
会長 高橋 温 殿

総務大臣 川端 達夫



諮問書

郵便事業株式会社代表取締役社長 鍋倉 眞一から、平成23年10月28日付け郵経企第304号により、夏のおたより郵便葉書「東日本大震災寄附金付かもめ〜る」及び特殊切手「東日本大震災寄附金付」に付加された寄附金に関し、当該寄附金の寄附目的に係る団体でお年玉付郵便葉書等に関する法律（昭和24年法律第224号。以下「法」という。）第7条第3項の規定による寄附金を配分すべきもの及び当該団体ごとの配分すべき額の決定並びに同条第4項の当該配分に係る寄附金の使途の適正を確保するために当該団体が守らなければならない事項及び配分金の使途についての監査に関する事項について、別添のとおり、同条第5項の規定に基づく認可の申請があった。

これらについて審査した結果は、別紙のとおりであり、申請内容は、法の規定に適合しており妥当なものであると認められる。よって、同条第5項の認可をすることといたしたい。

上記について、法第11条の規定に基づき諮問する。

夏のおたより郵便葉書「東日本大震災寄附金付かもめ〜る」及び特殊切手「東日本大震災寄附金付」に付加された寄附金の配分団体等についての認可申請に関する審査結果

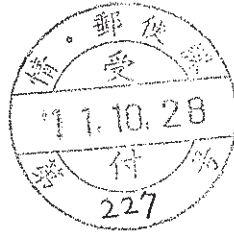
申請された夏のおたより郵便葉書「東日本大震災寄附金付かもめ〜る」及び特殊切手「東日本大震災寄附金付」に付加された寄附金の配分団体、配分団体ごとの配分すべき額、配分団体が守らなければならない事項、配附金の使途についての監査に関する事項については、以下のとおり、お年玉付郵便葉書等に関する法律（昭和 24 年法律第 224 号。以下「法」という。）、お年玉付郵便葉書等に関する法律施行令（昭和 33 年政令第 279 号。以下「政令」という。）及びお年玉付郵便葉書等に関する法律施行規則（平成 15 年総務省令第 7 号。以下「施行規則」という。）の規定に適合したものと認められることから、これを認可することが適当である。

審査基準	審査結果	理 由
【政令】 （寄附金の配分団体等の決定の認可） 第 3 条 会社は、法第 7 条第 5 項の認可を受けようとするときは、総務省令で定めるところにより、認可申請書に前条第 1 項の申請書の写し及び同条第 2 項の添付書類の写しを添えて、これを総務大臣に提出しなければならない。 【施行規則】 （認可申請書に記載する事項） 第 2 条 令第 3 条の認可申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 一 配分団体の名称及び住所 二 配分団体ごとの寄附金を使用して行おうとする事業の概要 三 配分団体ごとの配分すべき額 2 前項の申請書には、次に掲げる事項を記載した書類を添付しなければならない。 一 配分団体ごとの配分すべき額の算出方法 二 お年玉付郵便葉書等に関する法律（昭和 24 年法律第 224 号。以下「法」という。）第 7 条第 2 項の規定により寄附金の額から控除した費用の額及びその内訳 三 法第 9 条第 2 項の規定により寄附金に充てられた金額	適	1 <u>認可申請書に記載する事項及び申請書に添付する書類</u> 郵便事業株式会社（以下「会社」という。）から提出された認可申請書には、施行規則第 2 条第 1 項各号に定める事項が別添申請書の別添 1 のとおり記載されているほか、施行規則第 2 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に定める書類が添付されており、その概要は別記 1 及び別記 2 のとおりであることから、認可申請書として妥当なものと認められる。 また、施行規則第 2 条第 2 項第 3 号に定める書類についても添付されているが、法第 9 条第 2 項の規定による寄附金に充てられた金額はなしとしている。 以上のことから、認可申請書に記載する事項及び申請書に添付する書類については、政令第 3 条及び施行規則第 2 条の規定に適合し、妥当なものと認められる。

審査基準	審査結果	理 由
【法】 第7条 2 会社は、前項の規定により取りまとめた寄附金（次条及び第9条を除き、以下単に「寄附金」という。）の額から、当該寄附金付郵便葉書等の発行及び販売並びに同項の規定による取りまとめのため会社において特に要した費用の額並びに寄附金の額の百分の一・五に相当する額を限度として、寄附金の管理並びに配分金の交付及び配分金の使途の監査のため会社において特に要する費用の額を控除するものとする。	適	2 <u>取りまとめた寄附金から控除する費用及び配分団体ごとの配分すべき額</u> <u>(1) 取りまとめた寄附金から控除する費用</u> 会社は、寄附金の額から控除する費用の額のうち、郵便葉書等の発行及び販売並びに当該寄附金に係る取りまとめのために特に要した費用として、寄附金集計事務に係る人件費等を計上しているところ、当該費用の額は、適切に積算されていることから、法第7条第2項の規定に適合し、妥当なものと認められる。 また、会社は、寄附金の額から控除する費用の額のうち、寄附金の管理並びに配分金の交付及び配分金の使途の監査のために特に要する費用として、配分団体との間の通信費等を計上しており、当該費用は適切に積算されており法第7条第2項に定める限度額を超えないものであるため、当該費用の額については、法第7条第2項の規定に適合し、妥当なものと認められる。
【法】 第5条 2 前項の寄附金は、次の各号に掲げる事業を行う団体の当該事業の実施に必要な費用に充てることを寄附目的とするものでなければならない。 一 （略） 二 風水害、震災等非常災害による被災者の救助又はこれらの災害の予防を行う事業 三～十 （略） 第7条 3 <u>会社は、前項の規定により費用の額を控除した後の寄附金について、第5条第3項の規定により公表した同項第1号の寄附目的に係る団体で当該寄附金を配分すべきもの（以下「配分団体」という。）及び当該団体ごとの配分すべき額を決定するものとする。</u> 5 会社は、<u>第3項の規定による決定をし、又は前項に規定する当該配分団体が守らなければならない事項若しくは配分金の使途についての監査に関する事項を定めるには、総務大臣の認可を受けなければならない。</u>	適	<u>(2) 配分団体及び配分団体ごとの配分すべき額</u> （申請書中別添1参照） 配分団体の決定及び上記(1)の費用の額を控除した後の寄附金における、配分団体ごとの配分すべき額の決定に当たっては、寄附金の公募要領によれば、会社において、申請団体の資格及び法第5条第2項第2号に掲げる事業を実施することなど対象事業の範囲・条件に関する内容審査を行った上で社外有識者から構成される「審査アドバイザー会合」で審議を行っている。同会合において寄附金を配分することが適当と認められた配分団体については、当該配分団体が申請書において記載した寄附金申請額を基本とし、必要に応じて減額を行った上で決定していることから、審査の過程については、公正であると認められる。以上より、法第7条第3項に規定する配分団体及び配分団体ごとの配分すべき額は妥当なものと認められる。

審査基準	審査結果	理 由
【法】 第7条 4 会社は、前項の規定による決定をするに当たっては、当該配分に係る寄附金（以下「配分金」という。）の使途の適正を確保するために<u>当該配分団体が守らなければならない事項並びに配分金の交付、配分金の使途についての監査及び当該監査の結果に基づく配分金の返還に関し必要な事項を定めるものとする。</u> 5 会社は、第3項の規定による決定をし、又は前項に規定する<u>当該配分団体が守らなければならない事項若しくは配分金の使途についての監査に関する事項を定めるには、総務大臣の認可を受けなければならない。</u>	適	3 <u>配分団体が守らなければならない事項（申請書中別添2参照）</u> 配分団体が守らなければならない事項については、その内容として、配分金の使途制限、実施計画の変更、配分金の経理に関するもの等が定められており、配分金の使途の適正を確保するために必要十分なものであることから、法第7条第4項の規定に適合し、妥当なものと認められる。
【法】 第7条 4 会社は、前項の規定による決定をするに当たっては、当該配分に係る寄附金（以下「配分金」という。）の使途の適正を確保するために<u>当該配分団体が守らなければならない事項並びに配分金の交付、配分金の使途についての監査及び当該監査の結果に基づく配分金の返還に関し必要な事項を定めるものとする。</u> 5 会社は、第3項の規定による決定をし、又は前項に規定する<u>当該配分団体が守らなければならない事項若しくは配分金の使途についての監査に関する事項を定めるには、総務大臣の認可を受けなければならない。</u>	適	4 <u>配分金の使途についての監査に関する事項（申請書中別添3参照）</u> 配分金の使途についての監査に関する事項については、その内容として、監査に应ずる義務、監査実施時期、監査の実施方法が定められており、配分金の使途の適正を確保するために必要十分なものであることから、法第7条第4項の規定に適合し、妥当なものと認められる。

別添



郵経企第304号
平成23年10月28日

総務大臣

川端 達夫 様

郵便事業株式会社代表取締役社長

鍋倉 眞一



夏のおたより郵便葉書「東日本大震災寄附金付かもめ〜る」及び特殊切手
「東日本大震災寄附金付」に付加された寄附金の配分団体等の認可申請書

お年玉付郵便葉書等に関する法律（昭和24年法律第224号）第7条第5項
及びお年玉付郵便葉書等に関する法律施行令（昭和33年政令第279号）第3条
の規定に基づき、夏のおたより郵便葉書「東日本大震災寄附金付かもめ〜る」及び
特殊切手「東日本大震災寄附金付」に付加された寄附金の配分団体及び配分額並び
に配分団体が守らなければならない事項及び配分金の使途についての監査に関する
事項について、認可を受けたいので申請します。

- 1 配分団体及び配分額
別添1のとおり
- 2 配分団体が守らなければならない事項
別添2のとおり
- 3 配分金の使途についての監査に関する事項
別添3のとおり

夏のおたより郵便葉書「東日本大震災寄附金付かもめ〜る」及び 特殊切手「東日本大震災寄附金付」に付加された寄附金の配分団体及び配分額について

風水害、震災等非常災害による被災者の救助又はこれらの災害の予防を行う事業のうち、
特に東日本大震災による被災者の救助又はその予防（復興）を目的とする事業（83団体 892,969,000円）

地方公共団体名	郵便番号	住所	使途内容	配分額
北海道 広尾町	089-2692	広尾郡広尾町西4条7-1	災害時の避難住民のための備蓄品等の購入事業	2,157,000
青森県 八戸市	031-8686	八戸市内丸1-1-1	燃料油（軽油）の備蓄量確保のための燃料タンク増設事業	8,000,000
青森県 三沢市	033-8666	三沢市桜町1-1-38	防災メール配信システムに被害現場状況管理機能等を追加する事業	7,140,000
青森県 おいらせ町	039-2192	上北郡おいらせ町中下田135-2	災害時の避難所の非常用電源等確保のための発電機等整備事業	3,000,000
青森県 階上町	039-1201	三戸郡階上町大字道仏字天当平1-87	震災等非常災害時における避難所等の電源等確保のための発電機等整備事業	3,000,000
岩手県	020-8570	盛岡市内丸10-1	県立学校における災害時対応設備（発電機）整備事業	20,000,000
岩手県 宮古市	027-8501	宮古市新川町2-1	市庁舎の非常用電源確保のための発電機整備事業	17,000,000
岩手県 大船渡市	022-8501	大船渡市盛町字宇津野沢15	市内各自主防災組織等の災害時における応急対策活動のための災害用防災資機材整備事業	20,000,000
岩手県 北上市	024-8501	北上市芳町1-1	北上市災害対策本部の非常電源設備整備事業	8,904,000
岩手県 久慈市	028-8030	久慈市川崎町1-1	住民の安全・安心を確保するための車両・機器等整備事業	13,726,000
岩手県 遠野市	028-0592	遠野市東館町8-12	地域の防災拠点における安全と非常時情報ネットワークを確立するための発電機等非常用設備整備事業	7,288,000
岩手県 一関市	021-8501	一関市竹山町7-2	災害復興支援のための車両等整備事業	15,600,000
岩手県 陸前高田市	029-2205	陸前高田市高田町鳴石42-5	市民への防災情報伝達のための防災行政無線戸別受信機整備事業	20,000,000
岩手県 釜石市	026-8686	釜石市只越町3-9-13	孤立津波避難場所の避難者支援のための小規模防災備蓄倉庫及び備蓄品整備事業	20,000,000
岩手県 平泉町	029-4192	西磐井郡平泉町平泉字志羅山45-2	地域医療に貢献するための高規格救急車搭載用資機材配備事業	4,135,000
岩手県 大槌町	028-1115	上閉伊郡大槌町上町1-3	町内等での火災発生時に使用するための消防用ホース整備事業	6,048,000
岩手県 山田町	028-1392	下閉伊郡山田町八幡町3-20	災害非常用物資（非常食及び資材など）を備蓄するための防災倉庫整備事業	20,000,000
岩手県 洋野町	028-7995	九戸郡洋野町種市23-27	災害発生時の活動拠点確保のためのエアテント購入事業	3,790,000
岩手県 田野畑村	028-8407	下閉伊郡田野畑村田野畑143-1	応急仮設住宅入居者の安全な暮らしを確保するための除雪対策事業	9,666,000
宮城県	980-8570	仙台市青葉区本町3-8-1	東日本大震災津波被害地域における110番通報に迅速に対応するためのシステム改修事業	21,398,000
宮城県 仙台市	980-8671	仙台市青葉区国分町3-7-1	被災した仙台堀防護柵等の農林施設の復旧事業	20,000,000
宮城県 石巻市	986-8501	石巻市穀町14-1	浸水被害対策のための土のう配備・備蓄事業	6,610,000
宮城県 塩竈市	985-8501	塩竈市旭町1-1	被災した地域におけるコミュニティ活動の拠点である集会場の復旧事業	11,740,000
宮城県 気仙沼市	988-8501	気仙沼市八日町1-1-1	市役所本庁舎に災害等による停電対策として非常用発電装置を設置する事業	19,036,000
宮城県 白石市	989-0292	白石市大手町1-1	地域と確実な通信確保のための無線機及び発電機購入事業	15,955,000
宮城県 名取市	981-1292	名取市増田字柳田80	東日本大震災により被害を受けた市民活動支援センターの復旧事業	18,375,000
宮城県 多賀城市	985-8531	多賀城市中央2-1-1	災害にきめ細やかに対応するための現地活動拠点の備品、資機材等の拡充事業	6,133,000
宮城県 東松島市	981-0503	東松島市矢本字上河戸36-1	交流館「蔵しっくパーク」の東日本大震災被害復旧のための施設管理・改修事業	13,709,000
宮城県 大崎市	989-6188	大崎市古川七日町1-1	災害派遣医療チームの機動性向上のための装備整備事業	10,275,000

地方公共団体名	郵便番号	住所	使途内容	配分額
宮城県 川崎町	989-1592	柴田郡川崎町大字前川字裏丁175-1	避難所運営のための発電機等購入事業	3,153,000
宮城県 丸森町	981-2192	伊具郡丸森町字鳥屋120	地区拠点のまちづくりセンターの機能強化のための防災資機材等整備事業	18,000,000
宮城県 山元町	989-2292	亘理郡山元町浅生原字作田山32	東日本大震災復旧のための町民バス再整備事業	20,000,000
宮城県 松島町	981-0215	宮城県松島町高城字町10	役場庁舎・避難所等の発電機等設置事業	13,047,000
宮城県 七ヶ浜町	985-8577	宮城県七ヶ浜町東宮浜字丑谷辺5-1	流失した防災資機材及び非常時用食糧等備蓄倉庫建設事業	20,000,000
宮城県 利府町	981-0112	宮城県利府町利府字新並松4	災害などの断水時における給水対応のための物資購入事業	4,006,000
宮城県 大郷町	981-3592	黒川郡大郷町粕川字西長崎5-8	防災対策のための防災倉庫設置並びに非常食購入事業	1,087,000
宮城県 大衡村	981-3602	黒川郡大衡村大衡字平林62	災害発生時に備えるための災害用備蓄品購入事業	2,172,000
宮城県 涌谷町	987-0192	遠田郡涌谷町字新町裏153-2	災害時の減災のための災害対策本部員初動マニュアル策定委託事業	2,914,000
宮城県 美里町	987-8602	遠田郡美里町北浦字駒米13	災害用備蓄用品、災害用支援物資の備蓄用倉庫の整備事業	13,080,000
宮城県 女川町	986-2261	牡鹿郡女川町女川浜字大原316	防災拠点づくりのための防災備蓄倉庫等の整備事業	20,000,000
福島県	960-8670	福島市杉妻町2-16	応急仮設住宅管理センター設置運営及び応急仮設住宅修繕等事業	20,000,000
福島県 福島市	960-8601	福島市五老内町3-1	未曾有の原発被害による被災者のための【安心】を取り戻す健康調査事業	30,587,000
福島県 郡山市	963-8601	郡山市朝日1-23-7	被災した重要文化財の復旧事業	15,000,000
福島県 白河市	961-8602	白河市八幡小路7-1	支援物資配送のための車両購入事業	992,000
福島県 相馬市	976-8601	相馬市中村字大手先13	住民への緊急支援物資運搬のための災害対応車両購入事業	8,751,000
福島県 二本松市	964-8601	二本松市金色403-1	大規模災害時の避難者生活支援のための通信機器等整備による避難所機能強化事業	20,000,000
福島県 田村市	963-4393	田村市船引町船引字馬場川原20	車いす利用者の移動を支援するための車いす同乗車貸出事業	4,230,000
福島県 南相馬市	975-8686	南相馬市原町区本町2-27	大規模災害時のエネルギーの供給停止に耐えられる新エネルギー（地産の木質バイオマス）を活用した「被災者支援+中心市街地賑わい創出」型コミュニティセンターの創設事業	40,000,000
福島県 伊達市	960-0692	伊達市保原町字舟橋180	避難をしている園児、児童、生徒の学校等への登下校を支援する車両配備事業	18,000,000
福島県 桑折町	969-1692	伊達郡桑折町字東大隅18	防災行政無線のデジタル化事業	15,000,000
福島県 川俣町	960-1492	伊達郡川俣町字五百田30	食品による内部被爆から子どもたちを守る食品放射能測定機器の整備事業	14,647,000
福島県 大玉村	969-1392	安達郡大玉村玉井字星内70番地	災害用品備蓄及び災害用品備蓄倉庫建設事業	10,000,000
福島県 鏡石町	969-0492	岩瀬郡鏡石町不時沼345	災害時緊急出動、災害復旧巡回のための災害対応車両購入事業	3,599,000
福島県 西郷村	961-8501	西白河郡西郷村大字熊倉字折口原40	地震被害並びに放射線汚染による被害対策のための災害に強い村作り推進事業	13,000,000
福島県 泉崎村	969-0101	西白河郡泉崎村大字泉崎字新宿2	災害時の資材や支援物資を保管整理するための倉庫設置事業	2,160,000
福島県 矢吹町	969-0296	西白河郡矢吹町一本木101	災害時における住民避難のための避難場所標示看板設置事業	5,643,000
福島県 古殿町	963-8304	石川郡古殿町大字松川字新桑原31	地区集会施設の建設事業	18,000,000
福島県 小野町	963-3401	田村郡小野町大字小野新町字館廻92	災害支援物資及び緊急物資の運搬のための車両購入事業	4,180,000
福島県 広野町	979-8322	いわき市常磐上湯長谷町釜ノ前5	災害時の人員運搬・物資運搬に使用するための車両整備事業	7,035,000
福島県 檜葉町	969-6195	大沼郡会津美里町字北川原41（会津美里町本郷支所内）	町民の安心・安全を考慮した個人線量計の配布事業	20,000,000
福島県 川内村	979-1192	双葉郡川内村大字上川内字早渡11-24	原子力災害からの復興のための除染機材、線量計測器購入事業	15,000,000

地方公共団体名	郵便番号	住所	使途内容	配分額
福島県 大熊町	965-0873	会津若松市追手町2-41	被災者の応急仮設住宅の火災予防のための消火器整備事業	5,221,000
福島県 双葉町	979-1495	双葉郡双葉町大字新山字前沖28	住民の健康管理のための家庭用放射線測定器の購入・配布事業	20,000,000
福島県 新地町	979-2792	相馬郡新地町谷地小屋字樋掛田30	消防団員の災害救助活動のための活動服整備事業	6,200,000
福島県 飯舘村	960-1892	相馬郡飯舘村伊丹沢字伊丹沢580-1	計画的避難に係る住所管理システム構築・運用事業	10,437,000
茨城県	310-8555	水戸市笠原町978-6	大規模災害に対応するための機器、車両等整備事業	20,000,000
茨城県 石岡市	315-8640	石岡市石岡1-1-1	非常災害救援物資(トイレ袋、ガソリン、土のう等)の整備事業	4,000,000
茨城県 下妻市	304-8501	下妻市本城町2-22	非常災害救援用食料物資の調達・整備事業	549,000
茨城県 北茨城市	319-1592	北茨城市磯原町磯原1630番地	災害発生時の物資運搬及び災害対策のための車両購入事業	7,020,000
茨城県 潮来市	311-2493	潮来市辻626番地	防災力強化のための災害用発電機導入事業	2,314,000
茨城県 稲敷市	300-0595	稲敷市江戸崎甲3277-1	災害用非常食の購入、防災倉庫設置事業	3,000,000
茨城県 鉾田市	311-1592	鉾田市鉾田1444-1	防災行政無線戸別受信機整備事業	3,000,000
茨城県 城里町	311-4391	東茨城郡城里町石塚1428-25	災害発生時における救援物資及び災害用品備蓄施設の整備事業	2,932,000
茨城県 東海村	319-1192	那珂郡東海村東海3-7-1	災害時の備蓄食料及び救援物資を購入する為の避難生活物資備蓄事業	3,000,000
栃木県 那須烏山市	321-0692	那須烏山市中央1-1-1	非常災害救援等物資の備蓄配備のための災害対策事業	393,000
栃木県 那須町	329-3292	那須郡那須町大字寺子丙3-13	福島第一原子力発電所事故に伴う放射能汚染安全対策事業	6,337,000
千葉県 旭市	289-2595	旭市二の1920番地	防災パトロール等に活用するための車両整備事業	1,838,000
千葉県 栄町	270-1592	印旛郡栄町安食台1-2	広域避難所開設時における避難者等のためのエアテント、毛布等の生活支援用備品整備事業	3,000,000
新潟県	950-8570	新潟市中央区新光町4-1	県民の防災意識を維持・向上させるための災害体験学習機材整備事業	3,105,000
新潟県 十日町市	948-8501	十日町市千歳町3-3	キノコの廃菌床のペレット燃料化及び木質ペレットの地産地消による被災地の経済的自立に向けたエネルギー復興事業	20,000,000
新潟県 津南町	949-8292	中魚沼郡津南町大字下船渡戊585番地	病院施設設備(手術室入口設備)の患者利用上の危険防止対策事業	1,155,000
長野県	380-8570	長野市大字南長野字幅下692-2	栄村内中条川の土石流警戒監視のためのシステム整備事業	1,500,000
長野県 栄村	389-2792	下水内郡栄村大字北信3433	防災活動及び災害対策のための栄村消防団災害用品整備事業	12,000,000

配分団体が守らなければならない事項

1 配分金の使途の制限

配分金は、郵便事業株式会社（以下「会社」という。）が当該配分金を配分する旨を決定した事業の実施計画（以下「実施計画」という。）以外の使途に使用してはならない。

2 実施計画の変更等

- (1) やむを得ない事由により実施計画を変更しなければならないときは、あらかじめその旨を会社に文書をもって届け出、その承認を受けなければならない。
- (2) 実施計画に基づく事業に予定の期日に着手することができないとき、又は完了することができなくなったときは、速やかに会社の指示を受けなければならない。
- (3) 実施計画に基づく事業の遂行が困難となったときは、速やかに会社の指示を受けなければならない。

3 配分金の経理

配分金は、他の資金と区別して経理し、常にその使途を明らかにしておかなければならない。

4 配分金に係るものであることの表示

配分金に係る車両、機器、施工した施設、調製した冊子又は活動に係るチラシやポスター等には、配分金によるものである旨の表示をしなければならない。

なお、この表示は、実施計画に基づいて当該車両等が使用されている間は、引き続き掲げておかなければならない。

5 配分金に係る車両、機器、施工した施設、調製した冊子又は活動に係るチラシやポスター等の使途の制限

配分金に係る車両、機器、施工した施設、調製した冊子又は活動に係るチラシやポスター等は、当該配分金の対象とする事業に係る使途以外の用に供してはならない。

6 余剰金

配分金に係る事業が完了した際、配分金に余剰金が生じたときは、速やかに会社に返還しなければならない。

7 その他

偽りその他不正の手段により配分金の交付を受けた場合には、会社の指示するところにより、当該配分金を返還しなければならない。

配分金の使途についての監査に関する事項

1 監査に応ずる義務

郵便事業株式会社（以下「会社」という。）が配分金の使途についての監査（以下「監査」という。）を行おうとするときは、配分団体は、これに応じなければならない。

2 監査の実施時期

監査は、配分金に係る事業完了の翌年度に行う。

3 監査の実施方法

- (1) 監査は、原則として実地監査により行う。ただし、監査対象団体が遠隔の地にあるなど、実地監査により難しい場合は、書面監査により行うことができる。
- (2) 当該事業の実施に要した経費の一部に配分金以外の資金を充当しているときは、監査に必要な限度において、当該資金を含め監査することがある。
- (3) 監査の具体的実施内容は、以下のとおりとし、詳細は会社が別の定めるところによるものとする。

ア 配分金の入出金状況の確認

イ 当該事業の実施状況

お年玉付郵便葉書等に関する法律施行規則第2条第2項に規定された事項

1 配分団体ごとの配分すべき額の算出方法

配分団体ごとの配分すべき額については、寄附金を配分することが適当と認められた配分団体が申請書において記載した寄附金申請額を基本とし、審査の過程において申請額に査定がある場合には必要に応じて減額を行い、決定します。

2 お年玉付郵便葉書等に関する法律（昭和24年法律224号）第7条第2項の規定により寄附金の額から控除した費用の額及びその内訳

- (1) 郵便葉書「東日本大震災寄附金付かも〜る」及び特殊切手「東日本大震災寄附金付」の発行及び販売並びにそれらに付加された寄附金の取りまとめのため特に要した費用

41,831円

- (2) 寄附金の管理並びに配分金の交付及び配分金の使途の監査のため特に要する経費（社員経費相当分、配分団体との間の通信費等）

1,088,439円

- (3) 合計

1,130,270円

3 お年玉付郵便葉書等に関する法律（昭和24年法律224号）第9条第2項の規定により寄附金に充てられた金額

0円

特殊切手「東日本大震災寄附金付」等
に付加された寄附金の配分団体等の認可について

平成 2 3 年 1 2 月 1 日

総 務 省

1 特殊切手「東日本大震災寄附金付」等の概要

東日本大震災の被災者の救助等を寄附目的とする特殊切手「東日本大震災寄附金付」（額面 80 円、寄附金 20 円 販売期間：6/21～9/30）及び郵便葉書「東日本大震災寄附金付かもめ〜る」（額面 50 円、寄附金 5 円 販売期間：6/1～8/26）を郵便事業(株)が発行・販売。

＊ 販売状況は、「切手」4168 万枚（販売率：59.5%）「かもめ〜る」1209 万枚（同：43.2%）

また、郵便事業(株)は、寄附金配分対象とする事業を公募（平成 23 年 7 月 1 日～9 月 9 日）

＊ 申請状況は、126 団体、284 事業、93 億 2,886 万円

2 郵便事業(株)からの認可申請の概要

(1) 寄附金総額・配分団体の決定（お年玉付郵便葉書等に関する法律（お年玉法）第 7 条第 3 項）

ア 配分団体（地方自治体）83 団体（83 事業）（採択率 団体 65.9% 事業 29.2%）

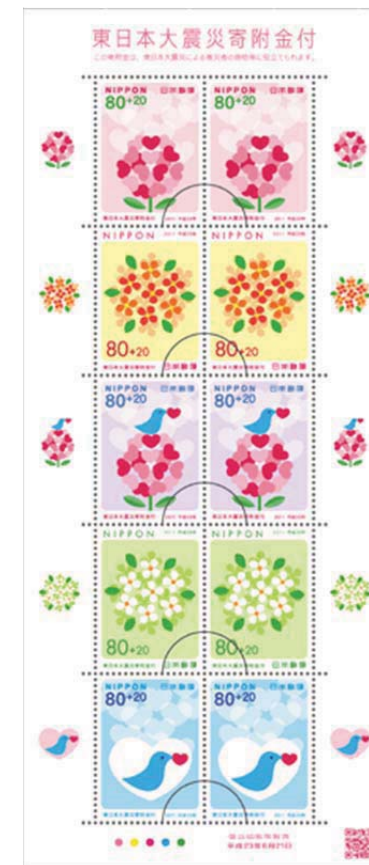
イ 配分額（配分原資）

① 寄附金額	8 億 9, 4 1 0 万円
② 配分費用	1 1 3 万円※
③ 配分原資（①－②）	8 億 9, 2 9 7 万円

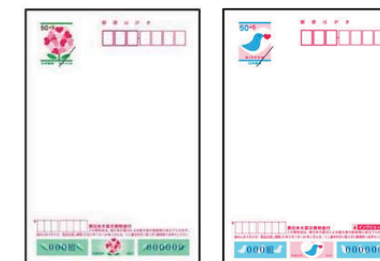
（採択率 9.6%）

※ 郵便事業会社が負担する配分管理費用（審査委員謝礼金、取りまとめ人件費等）を控除（お年玉法第 7 条第 2 項）

(2) 「配分に係る寄附金（配分金）の用途の適正を確保するため配分団体が守らなければならない事項」、 「配分金の用途についての監査に関する事項」（お年玉法第 7 条第 4 項）



東日本大震災寄附金付かもめ〜る



3 寄附金配分の考え方

(1) 配分対象事業（寄附目的）

東日本大震災による被災者の救助又はその予防（復興）を行う事業（お年玉法5条第2項第2号の事業）

(2) 配分に当たり事業の公募対象とした団体（地方公共団体）

「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」において特定被災地方公共団体として定められた地方公共団体
青森、岩手、宮城、福島、新潟、茨城、千葉、栃木及び長野の9県（法定）及びこれらの9県に北海道を加えた地域における168市町村（政令指定）

(3) 配分金の使途等

- ① 寄附金を上記(1)の事業の実施に必要な費用に充当
- ② 平成24年11月30日までに使用（事業完了）

(4) 配分額の決定方法等

- ① 配分団体ごとの配分すべき額、寄附金の使途について、地方公共団体からの申請内容を基本として事業実施の可否を審査、必要に応じて減額調整の上、決定
第一次審査：郵便事業(株)における審議
第二次審査：外部の有識者（5名）により構成される寄附金審査アドバイザリー会合において審議

<審査基準>

- (1) 直接性：東日本大震災の発生による被災者の救助に直接つながるものであること
- (2) 緊急性：緊急に実施する必要性の高い事業であること
- (3) 確実性：事業が明確かつ具体的に計画され、事業実施体制がしっかり構築されていること

＜審査委員からのコメント＞

- ・被災状況はまだ目の届いていないところが多い。被災した３県は県の力、市の力がない。千葉や茨城などはまだ余力があるので、もっと東北３県に絞るべき。

※ 東日本大震災による被害の大きい東北三県（岩手県、宮城県及び福島県）に重点的に配分（配分額の 87%を東北３県に配分）

- ② 配分決定後の実施計画の策定及び事後監査は、通常の年賀寄附金と同様に行い、寄附金の適正使用を確保。

(5) 配分対象事業の概要

①資機材の購入

- ・災害時の避難所の非常用電源等確保のための発電機整備事業 等

②備蓄関係

- ・災害非常用物資を備蓄するための防災倉庫整備事業
- ・災害時の避難住民のための備蓄品等の購入事業 等

③放射能測定

- ・町民の安心・安全を考慮した個人線量計の配布事業
- ・原子力災害からの復興のための除線事業 等

④その他

- ・災害時の減災のための災害対策本部書道マニュアル策定委託事業
- ・県民の防災意識を維持向上させるための災害体験学習機材整備事業 等

審査結果

申請された夏のおたより郵便葉書「東日本大震災寄附金付かもめ〜る」及び特殊切手「東日本大震災寄附金付」に付加された寄附金の配分団体、配分団体ごとの配分すべき額、配分団体が守らなければならない事項、配附金の使途についての監査に関する事項については、以下のとおり、お年玉付郵便葉書等に関する法律（昭和 24 年法律第 224 号。以下「法」という。）、お年玉付郵便葉書等に関する法律施行令（昭和 33 年政令第 279 号。以下「政令」という。）及びお年玉付郵便葉書等に関する法律施行規則（平成 15 年総務省令第 7 号。以下「施行規則」という。）の規定に適合したものと認められることから、これを認可することが適当である。

審査基準	審査結果	理 由
【政令】 （寄附金の配分団体等の決定の認可） 第 3 条 会社は、法第 7 条第 5 項の認可を受けようとするときは、総務省令で定めるところにより、認可申請書に前条第 1 項の申請書の写し及び同条第 2 項の添付書類の写しを添えて、これを総務大臣に提出しなければならない。 【施行規則】 （認可申請書に記載する事項） 第 2 条 令第 3 条の認可申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 一 配分団体の名称及び住所 二 配分団体ごとの寄附金を使用して行おうとする事業の概要 三 配分団体ごとの配分すべき額 2 前項の申請書には、次に掲げる事項を記載した書類を添付しなければならない。 一 配分団体ごとの配分すべき額の算出方法 二 お年玉付郵便葉書等に関する法律（昭和 24 年法律第 224 号。以下「法」という。）第 7 条第 2 項の規定により寄附金の額から控除した費用の額及びその内訳 三 法第 9 条第 2 項の規定により寄附金に充てられた金額	適	1 認可申請書に記載する事項及び申請書に添付する書類 郵便事業株式会社（以下「会社」という。）から提出された認可申請書には、施行規則第 2 条第 1 項各号に定める事項が別添申請書の別添 1 のとおり記載されているほか、施行規則第 2 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に定める書類が添付されており、その概要は別記 1 及び別記 2 のとおりであることから、認可申請書として妥当なものと認められる。 また、施行規則第 2 条第 2 項第 3 号に定める書類についても添付されているが、法第 9 条第 2 項の規定による寄附金に充てられた金額はなしとしている。 以上のことから、認可申請書に記載する事項及び申請書に添付する書類については、政令第 3 条及び施行規則第 2 条の規定に適合し、妥当なものと認められる。

【法】 第7条 2 会社は、前項の規定により取りまとめた寄附金（次条及び第9条を除き、以下単に「寄附金」という。）の額から、当該寄附金付郵便葉書等の発行及び販売並びに同項の規定による取りまとめのため会社において特に要した費用の額並びに寄附金の額の百分の一・五に相当する額を限度として、寄附金の管理並びに配分金の交付及び配分金の使途の監査のため会社において特に要する費用の額を控除するものとする。	適	2 <u>取りまとめた寄附金から控除する費用及び配分団体ごとの配分すべき額</u> (1) <u>取りまとめた寄附金から控除する費用</u> 会社は、寄附金の額から控除する費用の額のうち、郵便葉書等の発行及び販売並びに当該寄附金に係る取りまとめのために特に要した費用として、寄附金集計事務に係る人件費等を計上しているところ、当該費用の額は、適切に積算されていることから、法第7条第2項の規定に適合し、妥当なものと認められる。 また、会社は、寄附金の額から控除する費用の額のうち、寄附金の管理並びに配分金の交付及び配分金の使途の監査のために特に要する費用として、配分団体との間の通信費等を計上しており、当該費用は適切に積算されており法第7条第2項に定める限度額を超えないものであるため、当該費用の額については、法第7条第2項の規定に適合し、妥当なものと認められる。
【法】 第5条 2 前項の寄附金は、次の各号に掲げる事業を行う団体の当該事業の実施に必要な費用に充ててを寄附目的とするものでなければならない。 一 （略） 二 風水害、震災等非常災害による被災者の救助又はこれらの災害の予防を行う事業 三～十 （略） 第7条 3 <u>会社は、前項の規定により費用の額を控除した後の寄附金について、第5条第3項の規定により公表した同項第1号の寄附目的に係る団体で当該寄附金を配分すべきもの（以下「配分団体」という。）及び当該配分団体ごとの配分すべき額を決定するものとする。</u> 5 会社は、第3項の規定による決定をし、又は前項に規定する当該配分団体が守らなければならない事項若しくは配分金の使途についての監査に関する事項を定めるには、<u>総務大臣の認可を受けなければならない。</u>	適	(2) <u>配分団体及び配分団体ごとの配分すべき額（申請書中別添1参照）</u> 配分団体の決定及び上記(1)の費用の額を控除した後の寄附金における、配分団体ごとの配分すべき額の決定に当たっては、寄附金の公募要領によれば、会社において、申請団体の資格及び法第5条第2項第2号に掲げる事業を実施することなど対象事業の範囲・条件に関する内容審査を行った上で社外有識者から構成される「審査アドバイザリー会合」で審議を行っている。同会合において寄附金を配分することが適当と認められた配分団体については、当該配分団体が申請書において記載した寄附金申請額を基本とし、必要に応じて減額を行った上で決定していることから、審査の過程については、公正であると認められる。以上より、法第7条第3項に規定する配分団体及び配分団体ごとの配分すべき額は妥当なものと認められる。

【法】 第7条 4 会社は、前項の規定による決定をするに当たっては、当該配分に係る寄附金（以下「配分金」という。）の使途の適正を確保するために<u>当該配分団体が守らなければならない事項並びに配分金の交付、配分金の使途についての監査及び当該監査の結果に基づく配分金の返還に関し必要な事項を定めるものとする。</u> 5 会社は、第3項の規定による決定をし、又は前項に規定する<u>当該配分団体が守らなければならない事項若しくは配分金の使途についての監査に関する事項を定めるには、総務大臣の認可を受けなければならない。</u>	適	<u>3 配分団体が守らなければならない事項</u>（申請書中別添2参照） 配分団体が守らなければならない事項については、その内容として、配分金の使途制限、実施計画の変更、配分金の経理に関するもの等が定められており、配分金の使途の適正を確保するために必要十分なものであることから、法第7条第4項の規定に適合し、妥当なものと認められる。
【法】 第7条 4 会社は、前項の規定による決定をするに当たっては、当該配分に係る寄附金（以下「配分金」という。）の使途の適正を確保するために当該配分団体が守らなければならない事項並びに配分金の交付、<u>配分金の使途についての監査及び当該監査の結果に基づく配分金の返還に関し必要な事項を定めるものとする。</u> 5 会社は、第3項の規定による決定をし、又は前項に規定する<u>当該配分団体が守らなければならない事項若しくは配分金の使途についての監査に関する事項を定めるには、総務大臣の認可を受けなければならない。</u>	適	<u>4 配分金の使途についての監査に関する事項</u>（申請書中別添3参照） 配分金の使途についての監査に関する事項については、その内容として、監査に応ずる義務、監査実施時期、監査の実施方法が定められており、配分金の使途の適正を確保するために必要十分なものであることから、法第7条第4項の規定に適合し、妥当なものと認められる。

参 考 資 料

1 申請の状況及び配分案

(1) 発行枚数

寄附金付切手：..... 7, 000万枚

かもめ～る：..... 2, 800万枚

(2) 販売枚数

寄附金付切手：..... 4, 168万枚 (販売率 59. 5%)

かもめ～る..... 1, 209万枚 (販売率 43. 2%)

(3) 受入寄附金額：..... 8億9, 410万円

寄附金付切手..... 8億3, 367万円 (1枚あたりの寄附金額：20円)

かもめ～る..... 6, 043万円 (1枚あたりの寄附金額：5円)

(4) 費用：..... 113万円

【内訳】

① 寄附金付郵便切手の発行及び販売並びに寄附金の取りまとめのため会社において特に

要した費用：..... 4万円

- ・ 寄附金の取りまとめ等のための職員人件費

② 寄附金の管理並びに配分金の交付及び配分金の使途の監査のため会社において特に

要する費用：..... 109万円

- ・ 寄附金の管理等のための職員人件費
- ・ 申請団体等との通信に要する費用 等

(5) 配分原資：..... 8億9, 297万円 ((3) - (4))

(6) 配分予定額：..... 8億9, 297万円

(7) 繰越金：..... 0円 ((5) - (6))

事業ごとの団体数及び配分額

	配分案			
	団体数	申請額(万円)	団体数	配分額(万円)
2号事業(非常災害救助)	126	93 億 2,886	83	8 億 9,297
合計	126	93 億 2, 886	83	8 億 9, 297

(注) 四捨五入のため合計値が合わないことがあります。

2 配分・申請状況表

区分	配分対象団体数		配分			申請				
			自治体数	配分額 (百万円)	配分構成比 (%)	全体			第1順位案件のみ	
						自治体数	案件数	金額 (百万円)	自治体数	金額 (百万円)
北海道	県				0.2					
	市町村	2	1	2		2	4	14	2	6
青森	県	1	0	0	2.4	0	0	0	0	0
	市町村	4	4	21		4	5	53	4	40
岩手	県	1	1	20	20.8	1	7	125	1	14
	市町村	22	13	166		13	24	1,016	13	857
宮城	県	1	1	21	29.1	1	7	310	1	21
	市町村	33	20	239		20	60	2,056	20	952
福島	県	1	1	20	36.7	1	5	236	1	95
	市町村	40	24	308		25	49	1,903	25	1,476
茨城	県	1	1	20	5.1	1	1	221	1	169
	市町村	34	8	26		34	62	770	34	541
栃木	県	1	0	0	0.8	0	0	0	0	0
	市町村	12	2	7		5	16	261	5	78
千葉	県	1	0	0	0.6	0	0	0	0	0
	市町村	18	2	5		14	29	2,046	14	1,828
新潟	県	1	1	3	2.7	1	3	9	1	3
	市町村	2	2	21		2	7	174	2	165
長野	県	1	1	2	1.6	1	4	119	1	2
	市町村	1	1	12		1	1	17	1	17
小計	県	9	6	86	100	6	27	1,020	6	304
	市町村	168	77	807		120	257	8,309	120	5,960
合計		177	83	893	100	126	284	9,329	126	6,264

3 特定被災地方公共団体（9県168市町村）

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）

第二条

2 この法律において特定被災地方公共団体とは、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、新潟県及び長野県並びに東日本大震災による被害を受けた市町村で政令で定めるものをいう。

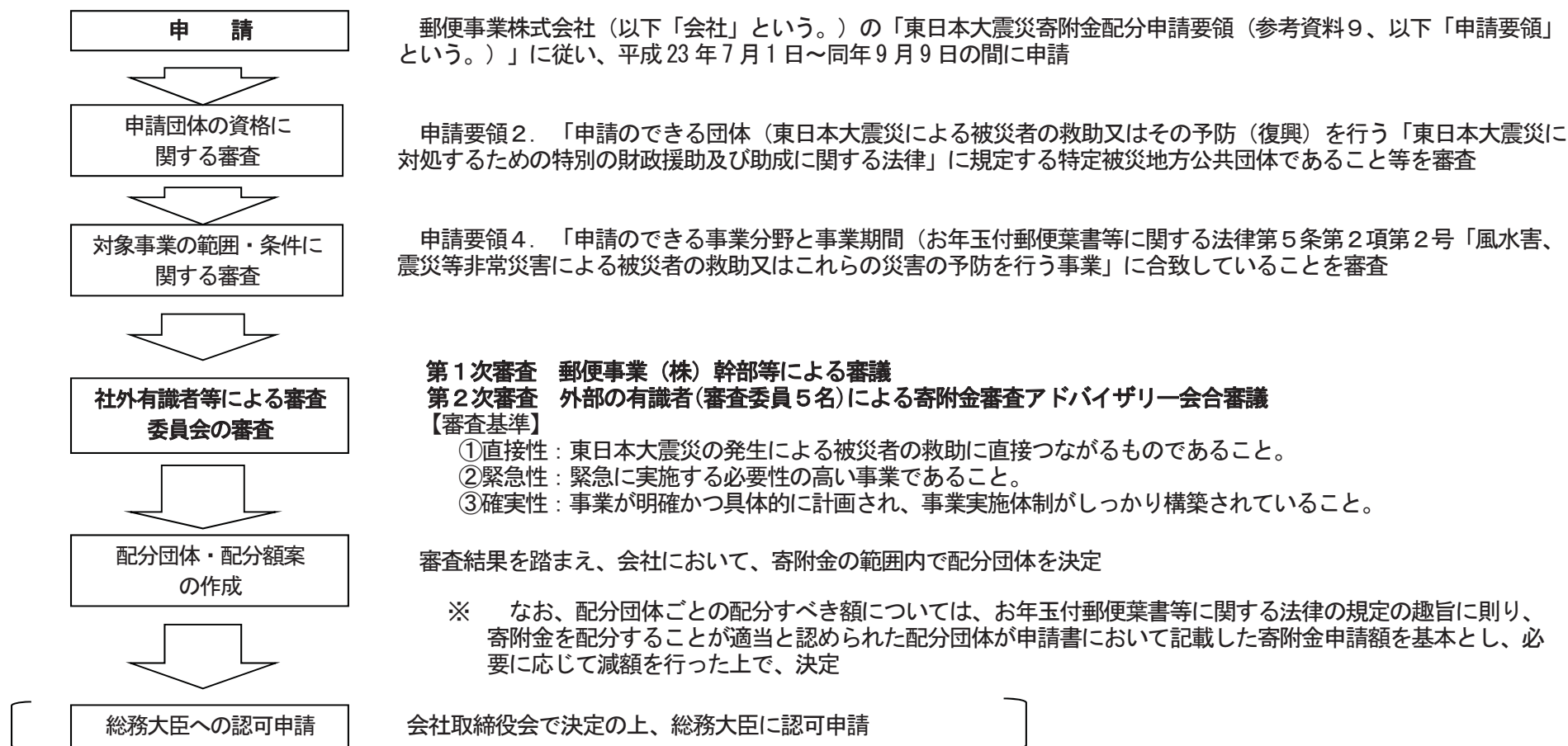
東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第二条第二項及び第三項の市町村を定める政令（平成二十三年政令第二百二十七号）

第一条 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（次条において「法」という。）第二条第二項の政令で定める市町村は、別表第一のとおりとする。

別表第一（第一条関係）

北海道	広尾郡広尾町 厚岸郡浜中町
青森県	八戸市 三沢市 上北郡おいらせ町 三戸郡階上町
岩手県	宮古市 大船渡市 花巻市 北上市 久慈市 遠野市 一関市 陸前高田市 釜石市 奥州市 岩手郡滝沢村 紫波郡矢巾町 西磐井郡平泉町 東磐井郡藤沢町 気仙郡住田町 上閉伊郡大槌町 下閉伊郡山田町 同郡岩泉町 同郡田野畑村 同郡普代村 九戸郡野田村 同郡洋野町
宮城県	仙台市 石巻市 塩竈市 気仙沼市 白石市 名取市 角田市 多賀城市 岩沼市 登米市 栗原市 東松島市 大崎市 刈田郡蔵王町 同郡七ヶ宿町 柴田郡大河原町 同郡村田町 同郡柴田町 同郡川崎町 伊具郡丸森町 亶理郡亶理町 同郡山元町 宮城県松島町 同郡七ヶ浜町 同郡利府町 黒川郡大和町 同郡大郷町 同郡富谷町 同郡大衡村 遠田郡涌谷町 同郡美里町 牡鹿郡女川町 本吉郡南三陸町
福島県	福島市 郡山市 いわき市 白河市 須賀川市 相馬市 二本松市 田村市 南相馬市 伊達市 本宮市 伊達郡桑折町 同郡国見町 同郡川俣町 安達郡大玉村 岩瀬郡鏡石町 同郡天栄村 耶麻郡猪苗代町 河沼郡湯川村 西白河郡西郷村 同郡泉崎村 同郡中島村 同郡矢吹町 東白川郡棚倉町 同郡鮫川村 石川郡玉川村 同郡浅川町 同郡古殿町 田村郡三春町 同郡小野町 双葉郡広野町 同郡楡葉町 同郡富岡町 同郡川内村 同郡大熊町 同郡双葉町 同郡浪江町 同郡葛尾村 相馬郡新地町 同郡飯舘村
茨城県	水戸市 日立市 土浦市 石岡市 下妻市 常総市 常陸太田市 高萩市 北茨城市 笠間市 取手市 つくば市 ひたちなか市 鹿嶋市 潮来市 常陸大宮市 那珂市 筑西市 坂東市 稲敷市 かすみがうら市 桜川市 神栖市 行方市 鉾田市 つくばみらい市 小美玉市 東茨城郡茨城町 同郡大洗町 同郡城里町 那珂郡東海村 稲敷郡美浦村 同郡河内町 北相馬郡利根町
栃木県	宇都宮市 真岡市 大田原市 矢板市 那須塩原市 那須烏山市 芳賀郡益子町 同郡市貝町 同郡芳賀町 塩谷郡高根沢町 那須郡那須町 同郡那珂川町
千葉県	千葉市 銚子市 成田市 佐倉市 旭市 習志野市 我孫子市 浦安市 印西市 匝瑳市 香取市 山武市 印旛郡栄町 香取郡神崎町 山武郡大網白里町 同郡九十九里町 同郡横芝光町 長生郡白子町
新潟県	十日町市 中魚沼郡津南町
長野県	下水内郡栄村

4 郵便事業株式会社における寄附金配分団体・配分額案 決定の流れ



5 配分団体が守らなければならない事項

1 配分金の使途の制限

配分金は、郵便事業株式会社（以下「会社」という。）が当該配分金を配分する旨を決定した事業の実施計画（以下「実施計画」という。）以外の使途に使用してはならない。

2 実施計画の変更等

- (1) やむを得ない事由により実施計画を変更しなければならないときは、あらかじめその旨を会社に文書をもって届け出、その承認を受けなければならない。
- (2) 実施計画に基づく事業に予定の期日に着手することができないとき、又は完了することができなくなったときは、速やかに会社の指示を受けなければならない。
- (3) 実施計画に基づく事業の遂行が困難となったときは、速やかに会社の指示を受けなければならない。

3 配分金の経理

配分金は、他の資金と区別して経理し、常にその使途を明らかにしておかなければならない。

4 配分金に係るものであることの表示

配分金に係る車両、機器、施工した施設、調製した冊子又は活動に係るチラシやポスター等には、配分金によるものである旨の表示をしなければならない。

なお、この表示は、実施計画に基づいて当該車両等が使用されている間は、引き続き掲げておかなければならない。

5 配分金に係る車両、機器、施工した施設、調製した冊子又は活動に係るチラシやポスター等の使途の制限

配分金に係る車両、機器、施工した施設、調製した冊子又は活動に係るチラシやポスター等は、当該配分金の対象とする事業に係る使途以外の用に供してはならない。

6 余剰金

配分金に係る事業が完了した際、配分金に余剰金が生じたときは、速やかに会社に返還しなければならない。

7 その他

偽りその他不正の手段により配分金の交付を受けた場合には、会社の指示するところにより、当該配分金を返還しなければならない。

6 配分金の使途についての監査に関する事項

1 監査に応ずる義務

郵便事業株式会社（以下「会社」という。）が配分金の使途についての監査（以下「監査」という。）を行おうとするときは、配分団体は、これに応じなければならない。

2 監査の実施時期

監査は、配分金に係る事業完了の翌年度に行う。

3 監査の実施方法

- (1) 監査は、原則として実地監査により行う。ただし、監査対象団体が遠隔の地にあるなど、実地監査により難しい場合は、書面監査により行うことができる。
- (2) 当該事業の実施に要した経費の一部に配分金以外の資金を充当しているときは、監査に必要な限度において、当該資金を含め監査することがある。
- (3) 監査の具体的実施内容は、以下のとおりとし、詳細は会社が別の定めるところによるものとする。

ア 配分金の入出金状況の確認

イ 当該事業の実施状況

7 関係法令条文

お年玉付郵便葉書等に関する法律 (昭和二十四年法律第二百二十四号)	お年玉付郵便葉書等に関する法律施行令 (昭和三十三年政令第二百七十九号)	お年玉付郵便葉書等に関する法律施行規則 (平成十五年総務省令第七号)
第二条 会社は、前条の規定により発行するお年玉付郵便葉書等につき、その発行前に、次に掲げる事項を公表しなければならない。 - 一 発行の数 - 二 販売期間 - 三 くじ引の期日 - 四 前条第一項の金品の金額又は種類及び当せんの数 - 五 前条第一項の金品の支払又は交付の期日及び手続 (寄附金付郵便葉書等の発行) 第五条 会社は、寄附金を郵便に関する料金に加算した額の郵便葉書又は郵便切手（お年玉付郵便葉書等を含む。以下「寄附金付郵便葉書等」と総称する。）を発行することができる。 2 前項の寄附金は、次の各号に掲げる事業を行う団体の当該事業の実施に必要な費用に充ててことを寄附目的とするものでなければならない。 - 一 社会福祉の増進を目的とする事業 - 二 風水害、震災等非常災害による被災者の救助又はこれらの災害の予防を行う事業 - 三 がん、結核、小児まひその他特殊な疾病の学術的研究、治療又は予防を行う事業 - 四 原子爆弾の被爆者に対する治療その他の援助を行う事業 - 五 交通事故の発生若しくは水難に際しての人命の応急的な救助又は交通事故の発生若しくは水難の防止を行う事業 - 六 文化財の保護を行う事業 - 七 青少年の健全な育成のための社会教育を行う事業 - 八 健康の保持増進を図るためにするスポーツの振興のための事業 - 九 開発途上にある海外の地域からの留学生又は研修生の援護を行う事業		

お年玉付郵便葉書等に関する法律	お年玉付郵便葉書等に関する法律施行令	お年玉付郵便葉書等に関する法律施行規則
十 地球環境の保全（本邦と本邦以外の地域にまたがつて広範かつ大規模に生ずる環境の変化に係る環境の保全をいう。）を図るために行う事業 3 会社は、第一項の規定により発行する寄附金付郵便葉書等につき、その発行前に、次に掲げる事項を公表しなければならない。ただし、当該寄附金付郵便葉書等が、寄附金付きのお年玉付郵便葉書等である場合には、当該お年玉付郵便葉書等に係る第二条の規定による公表の際、同条各号に掲げる事項のほか、第一号及び第四号に掲げる事項を公表すれば足りる。 - 一 寄附目的 - 二 発行の数 - 三 販売期間 - 四 付加される寄附金の額 4 寄附金付郵便葉書等には、寄附金の額を明確に表示しなければならない。 （寄附の委託） 第六条 会社（寄附金付郵便葉書等の販売に関する業務の委託を受けた者を含む。）から寄附金付郵便葉書等を購入した者は、その購入によつて、寄附金付郵便葉書等に表示されている額の寄附金を、当該寄附金付郵便葉書等につき前条第三項の規定により公表された寄附目的をもつて寄附することを会社に委託したものとする。 （寄附金の処理等） 第七条 会社は、前条の規定により委託された寄附金を遅滞なく取りまとめるものとする。 2 会社は、前項の規定により取りまとめた寄附金（次条及び第九条を除き、以下単に「寄附金」という。）の額から、当該寄附金付郵便葉書等の発行及び販売並びに同項の規定による取りまとめのため会社において特に要した費用の額並びに寄附金の額の百分の一・五に相当する額を限度として、寄附金の管理並びに配分金の交付及び配分金の使途の監査のため会社において特に要する費用の額を控除するものとする。		

お年玉付郵便葉書等に関する法律	お年玉付郵便葉書等に関する法律施行令	お年玉付郵便葉書等に関する法律施行規則
3 会社は、前項の規定により費用の額を控除した後の寄附金について、第五条第三項の規定により公表した同項第一号の寄附目的に係る団体で当該寄附金を配分すべきもの（以下「配分団体」という。）及び当該団体ごとの配分すべき額を決定するものとする。 4 会社は、前項の規定による決定をするに当たっては、当該配分に係る寄附金（以下「配分金」という。）の使途の適正を確保するために当該配分団体が守らなければならない事項並びに配分金の交付、配分金の使途についての監査及び当該監査の結果に基づく配分金の返還に関し必要な事項を定めるものとする。	（寄附金の配分を受けようとする団体の公募） 第一条 郵便事業株式会社（以下「会社」という。）は、お年玉付郵便葉書等に関する法律（以下「法」という。）第七条第三項の規定による決定をしようとするときは、総務省令で定めるところにより、当該寄附金の配分を受けようとする団体を公募しなければならない。	（寄附金の配分を受けようとする団体の公募） 第一条 お年玉付郵便葉書等に関する法律施行令（以下「令」という。）第一条の公募（以下単に「公募」という。）は、寄附金の配分を受けるための申請の受付期間の初日から起算して少なくとも一週間前に、新聞、インターネットその他の適切な方法により行わなければならない。 2 公募は、少なくとも次に掲げる事項を示して行わなければならない。 - 一 寄附金の配分を受けることができる団体の資格 - 二 寄附金の配分を受けるための申請の受付期間及び場所 - 三 申請に必要な書類 - 四 配分団体の選定の方法

お年玉付郵便葉書等に関する法律	お年玉付郵便葉書等に関する法律施行令	お年玉付郵便葉書等に関する法律施行規則
5 会社は、第三項の規定による決定をし、又は前項に規定する当該配分団体が守らなければならない事項若しくは配分金の使途についての監査に関する事項を定めるには、総務大臣の認可を受けなければならない。 6 会社は、第三項の規定による決定をしたときは、遅滞なく、その内容を公表するとともに、当該配分団体に係るその内容及び第四項に規定する事項を当該配分団体に通知しなければならない。	(寄附金の配分を受けるための申請の手続) 第二条 前条の規定に基づき寄附金の配分を受けようとする団体は、次に掲げる事項を記載した申請書を会社に提出しなければならない。 - 一 申請団体の名称及び住所 - 二 申請団体の行う事業 - 三 寄附金を使用して行おうとする事業の実施計画並びにその事業の着手及び完了の予定時期 - 四 配分を受けようとする寄附金の額及びその算出の基礎 - 五 配分に係る寄附金の交付を必要とする時期 2 前項の申請書には、当該寄附金の寄附目的に係る事業を所管する大臣又は都道府県知事の意見書、定款、寄附行為その他総務省令で定める書類を添付しなければならない。 (寄附金の配分団体等の決定の認可) 第三条 会社は、法第七条第五項の認可を受けようとするときは、総務省令で定めるところにより、認可申請書に前条第一項の申請書の写し及び同条第二項の添付書類の写しを添えて、これを総務大臣に提出しなければならない。	(認可申請書に記載する事項) 第二条 令第三条 の認可申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 - 一 配分団体の名称及び住所 - 二 配分団体ごとの寄附金を使用して行おうとする事業の概要 - 三 配分団体ごとの配分すべき額 2 前項の申請書には、次に掲げる事項を記載した書類を添付しなければならない。 - 一 配分団体ごとの配分すべき額の算出方法 - 二 お年玉付郵便葉書等に関する法律（昭和二十四年法律第二百二十四号。以下「法」という。）第七条第二項 の規定により寄附金の額から控除した費用の額及びその内訳 - 三 法第九条第二項 の規定により寄附金に充てられた金額 (配分団体が守らなければならない事項に係る認可申請) 第三条 法第七条第五項に規定する同条第四項の配分団体が守らなければならない事項に係る認可の申請は、当該事項を記載した申請書を提出して行わなければならない。 (配分金の使途についての監査に関する事項に係る認可申請) 第四条 法第七条第五項に規定する同条第四項の配分金の使途についての監査に関する事項に係る認可の申請は、当該事項を記載した申請書を提出して行わなければならない。

お年玉付郵便葉書等に関する法律	お年玉付郵便葉書等に関する法律施行令	お年玉付郵便葉書等に関する法律施行規則
第八条 配分金の辞退等により、交付し、又は交付すべきであつた配分金の全部又は一部が返還され、又は交付できなくなつたときは、当該返還され、又は交付できなくなつた配分金は、その返還され、又は交付できなくなつた日以後最初に第五条第一項の規定により発行される寄附金付きの郵便葉書（第一条第一項の規定によりお年玉付きとして発行されるものに限る。）にその額が表示されている寄附金とみなす。 （寄附金の経理等） 第九条 会社は、寄附金を配分団体に交付するまでの間、これを運用した場合において、利子その他の収入金が生じたときは、その収入金を寄附金に充てるものとする。 2 前条の規定は、前項の利子その他の収入金について準用する。 第十条 会社は、毎年、前年の十月一日からその年の九月三十日までの間における寄附金に関する経理状況を公表するものとする。 （協議等） 第十一条 総務大臣は、第七条第五項の認可をしようとするときは、当該寄附金付郵便葉書等の寄附目的に係る事業を所管する大臣に協議し、かつ、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第八条 に規定する機関をいう。）で政令で定めるものに諮問しなければならない。 （政令への委任） 第十二条 この法律に定めるもののほか、寄附金の処理に関し必要な事項は、政令で定める。 （罰則） 第十三条 第七条第五項の規定により総務大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかつたときは、その違反行為をした会社の取締役又は執行役は、百万円以下の過料に処する。	（審議会等で政令で定めるもの） 第四条 法第十一条の審議会等で政令で定めるものは、情報通信行政・郵政行政審議会とする。	

8 寄附目的を限定した寄附金付切手の発行状況及び配分状況等

項 目	発 行 状 況				配 分 状 況 等		
	年 月 日	券種数	寄附金額	発行枚数	配分団体数	配分額	販売率
		種	円	万枚	団体	百万円	%
☆オリンピック東京大会	昭和 36. 10. 11	26	5	21, 100	1	964	100. 0
ガン征圧	昭和 41. 10. 21	2	3	3, 500	5	200	94. 9
			5	2, 500			
☆日本万国博覧会	昭和 44. 3. 15	2	5	1, 500	1	139	100. 0
			10	750			
☆札幌オリンピック冬季大会	昭和 46. 2. 6	2	5	4, 000	1	183	100. 0
☆高松塚古墳保存	昭和 48. 3. 26	3	5	10, 020	1	662	99. 7
			10	2, 030			
☆沖縄国際海洋博覧会	昭和 49. 3. 2	1	5	5, 000	1	228	99. 6
国際障害者年	昭和 56. 9. 1	1	10	2, 400	6	225	100. 0
☆国際技術科学博覧会	昭和 59. 2. 10	1	10	2, 500	1	226	98. 9
☆国際花と緑の博覧会	平成元. 6. 1	1	10	2, 500	1	208	72. 2
	平成 2. 3. 30	1	4	2, 000			

項 目	発 行 状 況				配 分 状 況 等		
	年 月 日	券種数	寄附金額	発行枚数	配分団体数	配分額	販売率
		種	円	万枚	団体	百万円	%
第 1 1 回世界ろう者会議	平成 3. 7. 5	1	10	2, 000	53	111	61. 6
阪神・淡路大震災	平成 7. 4. 20	1	20	5, 000	2	943	94. 6
☆長野オリンピック冬季大会	平成 9. 2. 7	2	10	4, 000	1	349	87. 8
有珠山噴火災害	平成 12. 7. 19	2	20	2, 000	3	355	89. 8
三宅島噴火災害	平成 12. 11. 15	2	20	1, 500	5	278	93. 2
☆2002FIFA ワールドカップTM	平成 13. 5. 31	3	10	3, 000	1	262	87. 8
特別史跡キトラ古墳	平成 15. 10. 15	2	10	2, 000	1	67	38. 0
☆ 2 0 0 5 年日本国際博覧会	平成 16. 3. 25	2	10	3, 000	1	141	47. 1
動物愛護週間制定 6 0 周年記念	平成 21. 9. 18	1	5	1, 000	24	42	84. 7
東日本大震災（かもめ〜る）	平成 23. 6. 1	1	5	2, 800	83	893	43. 2
東日本大震災（特殊切手）	平成 23. 6. 21	1	20	7, 000			59. 5

☆は特別措置法によるもの。

9 東日本大震災寄附金配分申請要領

【資料 1】

東日本大震災寄附金配分申請要領

東日本大震災による被災者の救助又はその予防（復興）を支援するため、夏のおたより郵便葉書「東日本大震災寄附金付かもめ〜」及び特殊切手「東日本大震災寄附金付」に付加された寄附金の配分を希望する団体を次のとおり公募いたします。

申請受付期間：平成 23 年 7 月 1 日（金）から同年 9 月 9 日（金）

1 趣旨

本年 3 月 11 日（金）に発生した東日本大震災により受けた被害が甚大かつ広域に及ぶものであり、また、被災者救助・被災地復興の緊急性を踏まえて、当該寄附金を被災者の救助又はその予防（復興）に役立てて頂くため、寄附金配分助成の公募を実施するものです。

2 申請のできる団体

次の条件を具備する団体とします。

- (1) 東日本大震災による被災者の救助又はその予防（復興）を行う「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」に規定する特定被災地方公共団体であること。
- (2) この寄附金を、次により使用して行おうとする事業の実施計画を有する地方公共団体であること。
 - ア この寄附金を後記 4 の事業の実施に必要な費用に充てるものであること。
 - イ この寄附金を平成 24 年 10 月 31 日までに使用するものであること。

3. 配分事業の流れ

配分申請事業の検討・
配分申請書の作成・
大臣又は県知事等の
意見書の入手

配分申請書の提出

受付確認はがきの受領

審査
(審査委員会の審査、郵便事業株式会社決定)

総務省への認可申請

(情報通信行政・郵政行政
審議会・答申)
総務大臣から認可

配分団体の決定通知

実施計画書の提出

- (1) この配分申請要領をよくお読みいただき、申請に必要な書類を揃えてください。
- (2) 団体の活動内容に照らして申請する内容を検討していただき、この配分申請要領に記載された条件等を踏まえて、配分申請書を作成してください。

申請に必要な書類を揃えて（申請書（A4 サイズ）を折らずに入る封筒をご使用ください。）、郵便（特定記録郵便若しくは簡易書留郵便）にてお送りください。受付期間は平成 23 年 7 月 1 日（金）から平成 23 年 9 月 9 日（金）（当日消印有効）です。消印が 9 月 10 日（土）以降の応募については、理由の如何を問わず受理いたしません。
なお、市町村は、原則、当該県を経由して申請してください。

年賀寄附金事務局は、申請書類を確認の上、同封いただいた「はがき」に申請書類を受け付けた旨の表示をして返送いたします。平成 23 年 9 月 16 日（金）までに「受付確認はがき」が届かない場合には事務局へお問い合わせください。

平成 23 年 9 月中旬
～9 月下旬

配分事業の実施

11 月～
平成 24 年 10 月

寄附金の配分

事業開始月

事業完了報告書の提出

配分事業完了月の翌月末

評価
及び
実地監査

※ 太線（ ）で囲んである事柄は、団体で行っていただくものです。

4 申請のできる事業分野と事業期間

申請できる事業分野は「風水害、震災等非常災害による被災者の救助又はこれらの災害の予防を行う事業」(「お年玉付郵便葉書等に関する法律」(昭和24年11月14日法律第224号)に定められた10の事業分野の1つ)を行う特定被災地方公共団体とし、特に東日本大震災による被災者の救助又はその予防(復興)を目的とする事業を対象とします。

事業は平成23年11月1日(火)以降に実施し、平成24年10月31日(水)までに経費の精算(支払い)も含めて完了するものを対象とします。

なお、一地方公共団体が複数の事業を申請することができます。その際には申請事業に優先順位を付けてください。

(参考：事業事例)

● 施設の整備、物資の調達として

(施設)

こころのケアセンターの設置、地震・津波警報整備、仮設住宅(テント)の設置、災害用品備蓄施設の整備、病院等公共施設の復旧工事など

(物資の調達)

非常災害救援等物資の調達・配備など

(機器・車両)

医療機器の配備、車イスの配備、住民避難・送迎用バスの配備、災害対応車両・医療用車両・福祉車両の配備など

● 活動として

医療チーム(医師・看護師・技師・薬剤師等)の派遣、心のケア活動、物資の配付活動など

5 配分申請に必要な書類及び申請方法

配分申請に必要な書類及び申請方法は以下のとおりです。

配分申請書の各種様式は、

年賀寄附金ホームページ(<http://www.post.japanpost.jp/kifu/>)

郵便CSRブログ(<http://blog.post.japanpost.jp/csr/>)

からダウンロードできます。

(1) 申請書類 (必須提出書類)

① 東日本大震災寄附金配分申請書

② 配分申請する事業を所管する大臣又は県知事等の意見書

③ 申請事業費に係る見積書又はカタログ等の積算資料

④ 郵便はがき

申請書類を受領した旨を事務局より通知いたしますので、配分申請書 P.1「実施責任者」の連絡先(住所・所属)・氏名を宛名面に記載してください。

(2) その他補足説明資料

(3) 提出先等

ア 申請書類は、申請書(A4サイズ)を折らずに入る封筒を使用し、受付期間中に特定記録郵便若しくは簡易書留郵便)にてお送りください

なお、申請に必要な書類が全て揃っているかどうか、ご確認の上、提出してください。

イ 市町村につきましては、原則、当該県を経由して申請書をご提出ください。

ウ 県は自県分と自県内の市町村からの申請書を併せてご提出をお願いいたします。

(申請書様式の申し込み・申請書類の提出先)

〒100-8798

東京都千代田区霞が関 1-3-2

郵便事業株式会社 経営企画部門 経営企画部

環境・社会貢献室内 年賀寄附金事務局

電話：03-3504-4401 FAX：03-3592-7620

(土日祝日を除く、10:00~12:00 又は 13:00~17:00 をお願いいたします。)

受付期間は平成23年7月1日(金)から、平成23年9月9日(金)(当日消印有効)です。消印が9月10日(土)以降の応募については、理由の如何を問わず受理いたしません。

(4) 申請書記入上の注意

① 配分申請書の記入・印字に際しては黒インク(印刷、ボールペン、万年筆)の使用をお願いいたします。

② 配分申請書は、審査資料としてそのままコピーしますので、糊付けやホチキス留めはご遠慮ください。申請書用紙に切り貼りをした場合はコピーしたものを提出ください。

なお、コピーは両面刷りにしないでください。

③ 配分申請書は所定の申請書様式を使用してください。記載紙面の追加等は認めていません。同ページ内の項目間において、行数を増減していただくことはかまいません。

④ 審査は申請書類(添付資料を含む)のみで行いますので、配分申請要領、申請書の注意書きに対応した的確かつ簡潔にポイントを掴んだ記載を心掛けてください。また、第三者が容易に判読できるよう、分かりやすい記載をお願いいたします。

6 配分の決定と通知の時期

(1) 寄附金配分団体及び配分額は、総務大臣の認可を受けて決定いたします。

(2) 配分団体・配分額の決定は平成23年10月末を予定しており、申請された地方公共団体には、採否の結果について書面にてお知らせいたします。

(3) 寄附金は事業の開始月に全額を配分いたします。

2011 年 8 月 23 日

郵便事業株式会社

7 年賀寄附金配分事業の表示

寄附金配分を受けて実施した事業においては、物資調達はその物資へ、施設の取得・改造・拡張などはその施設へ、郵便事業株式会社の東日本大震災寄附金配分事業により実施した旨の表示をしていただきます。(詳細につきましては配分決定後、実施計画書を作成していただく際に、ご説明いたします。)

なお、寄附金配分を受けて実施した事業につき機関誌等へ掲載する場合も、「郵便事業株式会社により東日本大震災寄附金配分を受けました」旨の記述をお願いします。

8 事業終了時

事業の終了時には「事業完了報告書」を提出していただきます。

9 監査

寄附金を受けて実施された事業が適正に実施されたか、事業のその後はどうなったのか等を確認するため、法律により監査が義務付けられています。郵便事業株式会社社員が監査のために派遣され実地にて監査を行います。

10 お問い合わせ

申請書提出先(年賀寄附金事務局)までお問い合わせください。

11 その他ご注意

- (1) 審査の過程において、年賀寄附金事務局から申請事業内容等の確認のため、申請書にある実施責任者に電話等をさせていただく場合があります。
- (2) 申請されました書類等はお返ししません。必ずコピー等を保管ください。
- (3) 寄附金を配分することが決定した場合には、地方公共団体名、事業概要、配分額等を公表いたしますので、あらかじめご了承ください。
- (4) 採否の理由等、選考に関わる内容に関するお問い合わせには一切応じかねますので、ご了承ください。

以 上

特殊切手「東日本大震災寄附金付」の販売期間の延長等

郵便事業株式会社(東京都千代田区、代表取締役社長 鍋倉真一)は、平成 23(2011)年 4 月 22 日(金)に特殊切手「[東日本大震災寄附金付](#)」についてお知らせしましたが、今回、特殊切手「東日本大震災寄附金付」の販売期間を延長します。

また、平成 23 年(2011)年 5 月 31 日(火)に[東日本大震災寄附金配分団体の公募](#)についてお知らせしましたが、今回、寄附金配分対象団体の条件を変更します。

1 販売期間の延長

平成 23 年 6 月 21 日(火)から、東日本大震災により被災された方の救助等を寄附目的とする特殊切手「東日本大震災寄附金付」を販売しているところですが、より多くのお客さまに同切手をお買い求めいただき、多くの寄附金を募ることができるよう、次のとおり販売期間を延長します。

変更後	変更前
平成 23 年 9 月 30 日(金)まで	平成 23 年 8 月 26 日(金)まで

2 寄附金配分対象団体の条件の変更

販売期間の延長に伴い、次のとおり寄附金配分対象団体の条件を変更します。

変更後	変更前
この寄附金を平成 24 年 11 月 30 日(金)までに使用するものであること。	この寄附金を平成 24 年 10 月 31 日(水)までに使用するものであること。